

松山空港及び高知龍馬空港利用促進事業助成金
〔団体旅行商品造成支援〕～（一財）空港環境整備協会助成事業～

松山空港利用促進協議会と高知県航空利用促進協議会では、松山空港及び高知龍馬空港の利用促進と四国西南地域の周遊観光ルートの形成・定着化を図るため、昨年度に引き続き、予算の範囲内で、両空港の定期航空路線を相互インアウトで利用して、両県外から同地域への団体客の誘客促進に取り組む事業者を支援する「松山空港及び高知龍馬空港利用促進事業助成金(団体旅行商品造成支援)」の募集を行います。

【実施主体】

松山空港利用促進協議会／高知県航空利用促進協議会

【助成金の交付対象者】

旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）第 3 条の規定に基づく登録を受けている事業者

※ 交付申請は本社等で一括して行うこと。

【助成金の交付要件】

○ 次の条件をすべて満たす団体旅行

- (1) 愛媛県外及び高知県外からの募集型企画旅行又は受注型企画旅行であること
- (2) 松山空港及び高知龍馬空港の定期航空路線を相互インアウトで利用すること
- (3) 旅行の行程に四国西南地域（愛媛県（伊予市・宇和島市・八幡浜市・大洲市・西予市・内子町・伊方町・松野町・鬼北町・愛南町）と高知県（須崎市・中土佐町・四万十町・檮原町・津野町・宿毛市・土佐清水市・四万十市・大月町・三原村・黒潮町）の 21 市町村を結ぶ地域）への立ち寄りを含むこと
- (4) 愛媛県内又は高知県内の移動に貸切バスを利用する場合は、いずれかの県内に営業拠点を置くバス事業者のバスを利用すること
- (5) 平成 29 年 4 月 14 日(金)から同年 8 月 31 日(木)までの間に愛媛県内又は高知県内の宿泊施設に 2 泊以上宿泊すること

○ 旅行商品の販売に当たっては、「(一財)空港環境整備協会の助成事業であること」及び「助成金額」を明記し、購入者にそのことを認識できるようにすること。

【助成金の対象経費及び交付額】

○ 航空運賃及び宿泊費を対象に、団体旅行の参加者 1 人当たり 1 万円を上限として助成

※ 大人料金を支払った実人員とし、小人・無賃人員・添乗員を除く。

※ 助成対象となる旅行商品の販売価格に含まれる航空運賃及び宿泊費の合計額（消費税及び地方消費税を除く。）を上限とする。

○ 1 事業者当たりの助成金限度額は 200 万円

※ 羽田線以外の路線（伊丹線・福岡線）の利用促進を図るため、羽田線を利用する旅行商品については、1 事業者当たりの助成金の上限額を 100 万円とします。ただし、助成金の交付申請額の総額が予算の範囲を超えない場合は、羽田線を利用する旅行商品に係る上限額を変更する場合があります。

※ 助成金の交付申請額の総額が予算の範囲を超える場合は、羽田線以外の路線（伊丹線・福岡線）を利用する旅行商品を優先的に交付対象とします。さらに、四国西南地域への入込客の増加につながる事項（催行予定人員、宿泊地や四国西南地域内の立ち寄り施設等）も合わせて考慮し、交付対象とする旅行商品を決定しますので、助成金交付決定額が申請額を下回る場合や助成金の交付を受けられない場合があることに御留意願います。

【団体旅行商品の催行期間】

平成 29 年 4 月 14 日（金）～平成 29 年 8 月 31 日（木）

【募集（交付申請書受付）期間】

平成 29 年 3 月 17 日（金）～平成 29 年 3 月 27 日（月）

午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（土日祝日等の閉庁日を除く）

【申請先】

愛媛県企画振興部地域振興局交通対策課空港・航空振興グループ

（TEL）089-912-2252 （FAX）089-912-2249

【その他】

- ・ 他の助成制度等を重複して利用することはできませんので、ご注意ください。
- ・ この事業は、愛媛・高知の両県議会での平成 29 年度予算の議決が前提となります。このため、今後、内容等が変更することもありますのであらかじめご了承ください。
- ・ 交付申請の方法については、両県の 29 年度当初予算成立後に両協議会のホームページで公表する助成金交付要綱でご確認ください。

【問合せ先】

○松山空港利用促進協議会窓口

愛媛県企画振興部地域振興局交通対策課空港・航空振興グループ

（TEL）089-912-2252 （FAX）089-912-2249

○高知県航空利用促進協議会窓口

高知県産業振興推進部交通運輸政策課広域交通担当

（TEL）088-823-9341 （FAX）088-823-9526